

一般社団法人日本体力医学会
男女共同参画推進委員会規程

平成 24 年 7 月 20 日制定
平成 26 年 12 月 12 日改訂
平成 27 年 5 月 15 日改訂

(設置)

第 1 条 日本体力医学会（以下「本学会」）に男女共同参画推進委員会（以下「委員会」）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 日本体力医学会における男女共同参画についての事項
- (2) その他に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、理事会が承認する委員をもって構成する。

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、理事会で選任する。
- (2) 副委員長は、委員長が推薦し、理事会で選任する。
- (3) 委員長は、会務を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- (4) 委員長に事故があるときは、副委員長又は委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第 5 条 前条委員の任期は 2 年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員を置くことができる。その任期は、前任者の残存任期とする。

- (1) 前条の委員は再任することができる。

(開催)

第 6 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

- (1) 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

第 7 条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、審議に加えることができる。

付則

この規程は、平成 24 年 7 月 20 日から施行する。

法人化に伴い平成 24 年 4 月に委嘱した委員の任期を平成 27 年社員総会まで延長する。